（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成25年３月19日から平成25年５月17日までの60日間

４　処分の原因となった事実　郡リース株式会社社員２名は、東京都水道局発注に係る資材置場整備工事の入札等に関して、同局係長（当時）に対し、共謀の上、平成21年10月16日頃から平成24年１月27日頃までの間、同社が有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨のもとに飲食の接待をし、もって賄賂を供与したとして、平成24年11月30日に東京地方裁判所からそれぞれ懲役10月（執行猶予３年）の判決を受け、その刑が確定している。このことが、建設業法第28条第１項第２号に該当すると認められる。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年３月 18 日

東北地方整備局長　徳山日出男

１　処分をした年月日　平成25年２月27日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　宮ペン工業株式会社　宮腰　憲悦　秋田県秋田市八橋本町３―21―38　国土交通大臣（般―22）第4052号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（塗装工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成25年２月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年３月 18 日

中部地方整備局長　梅山　和成

１　処分をした年月日　平成25年２月25日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社豊電子工業　盛田　豊一　愛知県刈谷市一ツ木町茶煎坊８　国土交通大臣許可（般―22）第7457号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成25年２月５日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年３月 18 日

中部地方整備局長　梅山　和成

１　処分をした年月日　平成25年２月25日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ＭＰＳ　西原　道孝　岐阜県各務原市神置町２―222　国土交通大臣許可（特―20）第22794号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成25年２月８日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の再選任

次の被相続人について、従前の相続財産管理人澤口保次が死亡したので、その相続財産の管理人を次のとおり再選任した。

昭和６３年（家）第５１号

申立人　職権

本籍秋田県鹿角郡小坂町大地字村沢14番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所秋田県大館市、死亡年月日昭和63年２月９日、出生の場所秋田県鹿角郡七滝村大地字村沢14番地、出生年月日大正14年９月20日、職業農業

被相続人　亡　小舘　國利

秋田県鹿角市花輪字下花輪32黒沢司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　黒沢　　均

秋田家庭裁判所鹿角出張所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２５年（家）第７０３７９号

東京都港区虎ノ門３丁目５番１号虎ノ門37森ビル青和特許法律事務所

申立人　薄葉　健司

本籍熊本県山鹿市上吉田799番地、最後の住所東京都渋谷区恵比寿１丁目29番15号シティプラザ恵比寿904、死亡の場所東京都港区、死亡年月日平成24年５月30日、出生の場所熊本県菊池郡龍門村、出生年月日昭和29年６月19日、職業不詳

被相続人　亡　池田由美子

催告期間満了日　平成25年10月31日

東京家庭裁判所

平成２５年（家）第７０３８０号

東京都千代田区丸の内２丁目６番１号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

申立人　落合　孝文

本籍東京都大田区鵜の木１丁目467番地、最後の住所東京都大田区鵜の木１丁目19番８号、死亡の場所東京都大田区、死亡年月日平成23年10月10日、出生の場所東京府荏原郡東調布町、出生年月日昭和３年５月９日、職業不詳

被相続人　亡　米山　和子

催告期間満了日　平成25年10月31日

東京家庭裁判所

平成２５年（家）第１６５号

事務所兵庫県洲本市下加茂１丁目２―26森高英二司法書士事務所

申立人　司法書士　森高　英二

本籍兵庫県南あわじ市賀集1170番地、最後の住所兵庫県南あわじ市賀集988番地、死亡の場所兵庫県南あわじ市、死亡年月日平成23年12月14日、出生の場所広島県呉市、出生年月日昭和７年５月13日、職業会社役員

被相続人　亡　藪田　和子

催告期間満了日　平成25年９月27日

神戸家庭裁判所洲本支部

平成２５年（家）第１６６号

兵庫県洲本市中川原町安坂650番地４、事務所兵庫県洲本市下加茂１丁目２番26号

申立人　司法書士　森高　英二

本籍兵庫県南あわじ市八木徳野351番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所兵庫県南あわじ市、死亡年月日平成24年１月31日、出生の場所兵庫県三原郡八木村、出生年月日昭和８年１月２日、職業不明

被相続人　亡　筒井滿州幸

催告期間満了日　平成25年９月27日

神戸家庭裁判所洲本支部

平成２５年（家）第１４６号

愛媛県四国中央市寒川町2369番地１

申立人　高橋　隆晋

本籍愛媛県新居浜市中村４丁目2934番地20、最後の住所愛媛県新居浜市中村４丁目９番19号、死亡の場所愛媛県新居浜市、死亡年月日平成17年11月16日、出生の場所愛媛県新居郡金子村、出生年月日大正15年５月15日、職業無職

被相続人　亡　安藤登美子

催告期間満了日　平成25年９月30日

松山家庭裁判所西条支部

平成２５年（家）第７０３７８号

東京都千代田区永田町２丁目11番１号山王パークタワー21階ＬＭ法律事務所

申立人　髙田　千早

本籍東京都足立区関原２丁目121番地、最後の住所東京都足立区関原３丁目32番７―307号、死亡の場所東京都足立区、死亡年月日平成23年２月21日、出生の場所東京都足立区、出生年月日昭和50年１月23日、職業不詳

被相続人　亡　東　　史晃

催告期間満了日　平成25年10月31日

東京家庭裁判所